負担対象工事の指定について

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第43条の５の規定に基づき、名古屋港管理組合が港湾環境整備負担金（以下「負担金」という。）を徴収するために定めた名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（昭和５５年名古屋港管理組合条例第５号。以下「負担金条例」という。）により、平成２５年度の負担金の徴収対象に指定する港湾工事については、法の趣旨等を勘案し、次のとおり定めるものとする。

負担対象工事の指定について

工事の種類及び名称		工事の内容	工事に要した費用 (A)	負担割合 (B)
1	・港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事 ①中川運河（堀止）緑地護岸整備工事 ②富浜緑地休憩所便所改修工事	・緑地、広場、植栽、休憩所等の建設又は改良のための工事	千円 ３５０，６０３	１／１６ １／４
2	・港湾環境整備施設の維持の工事	・除草、施肥、樹木補植、清掃、附属施設の修繕等緑地維持のための工事	１８２，７１５	１／２
3	・漂流物の除去その他清掃のための工事	・漂流物の除去及び処理のための工事	２９，７２２	１／２
計			５６３，０４０	

・ 緑地整備箇所は、緑地整備箇所図のとおり

・ 港湾環境整備施設の建設又は改良の工事に対する敷地面積の合計には、事業場予定面積２，５０６千㎡を含む。

負担区域	負担対象額 (A)×(B)＝(C)	負担対象事業者の事業場敷地面積の合計 (D)	負担区域内の事業場敷地面積の合計 (E)	負担徴収予定額 (C)×(D)／(E)	１㎡当たりの負担金額
	千円	千㎡	千㎡	千円	円／㎡
臨港地区	２２，４０１	２９，３８０	３７，２２３	１７，６８１	０．６０
臨港地区	９１，３５７	２９，３８０	３４，７１７	７７，３１２	２．６３
臨港地区及び港湾区域	１４，８６１	３０，７１０	３７，７４５	１２，０９１	０．３９
	１２８，６１９			１０７，０８４	３．６２